

中部防災推進ネットワーク規約

令和2年7月28日 制定

令和5年3月17日 改正

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、中部防災推進ネットワーク(以下「本会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本会は、中部圏における業界団体間の共助を促進するため、業界団体の連携体制を構築し、行政組織等との協働を図ることで、広域的な災害対応の実現を目指すことを目的とする。

第2章 メンバー

(メンバー)

第3条 本会のメンバーは、本規約の目的に賛同する業界団体および行政組織等とする。

(会長)

第4条 本会に会長を置く。

- 2 会長は、会務を総括し本会を代表する。
- 3 会長は、総会において選任するものとする。
- 4 会長の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 5 会長は、無報酬とする。

(事務局及び協力団体)

第5条 本会に関する事務を行うため、本会に事務局及び協力団体をおく。なお、事務局及び協力団体はメンバーの中から任命する。

- 2 事務局は本会に係る事務全般を担うものとし、協力団体は事務局の支援を担うものとする。

(入 会)

第6条 本会設立後にメンバーになろうとする者は、入会申込書を事務局に提出し、会長の承認を得てメンバーになることができる。

(会 費)

第7条 会費が必要な場合は総会の承認を持って別に定める。

(退 会)

第8条 メンバーは、メンバーの意思により任意に退会をすることができる。ただし、退会に際しては、退会届を事務局に提出しなければならない。

2 会長は、本規約を遵守しないとき又は本会の名誉を棄損する行為があったとき等は、当該メンバーを退会させることができる。

第3章 運営

(総 会)

第9条 本会に、総会を置く。

2 総会は、メンバーをもって構成し、原則年一回開催するほか、会長が必要と認めたときに開催することとし、必要に応じて、書面又は電子メールによる開催とする。

3 総会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- 一 規約の改正
- 二 会長の選任と解任
- 三 総会で提案された事項
- 四 その他本会の運営に関する重要事項

4 総会は、会長が招集する。また、総会の議事進行は議長が務めることとし、議長は会長もしくは会長が指名した者とする。

5 議決が必要な事項は、メンバーの過半数が出席し、出席したメンバーの過半数の同意で決する。可否同数のときは、議長が決する。

(取組み)

第10条 本会では、第2条の目的に資する次の取組みを実施する。

- 一 各メンバーの防災活動・啓発取組の情報共有
- 二 各メンバーの災害時の連携に向けて、提供できる経営資源の確認
- 三 各メンバーにおける発災時の情報連携・連絡体制の構築

(勉強会・検討会)

第11条 本会に、第10条の取組みを推進する場として、勉強会・検討会を置く。

- 2 勉強会・検討会は、メンバーをもって構成し、会長が必要と認めたときに開催する。
- 3 勉強会・検討会は、会長が認めた場合、メンバー以外の業界団体・行政組織の職員等の参加も可能とする。

(雑 則)

第12条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、令和2年7月28日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年3月17日から施行する。